

平成二十七年
秋田県公文書館企画展

藩政期の秋田

前期平成二十七年八月二十九日（土）
後期平成二十七年十月三十一日（土）
〽 九月二十三日（水）
〽 十一月三十日（月）

ごあいさつ

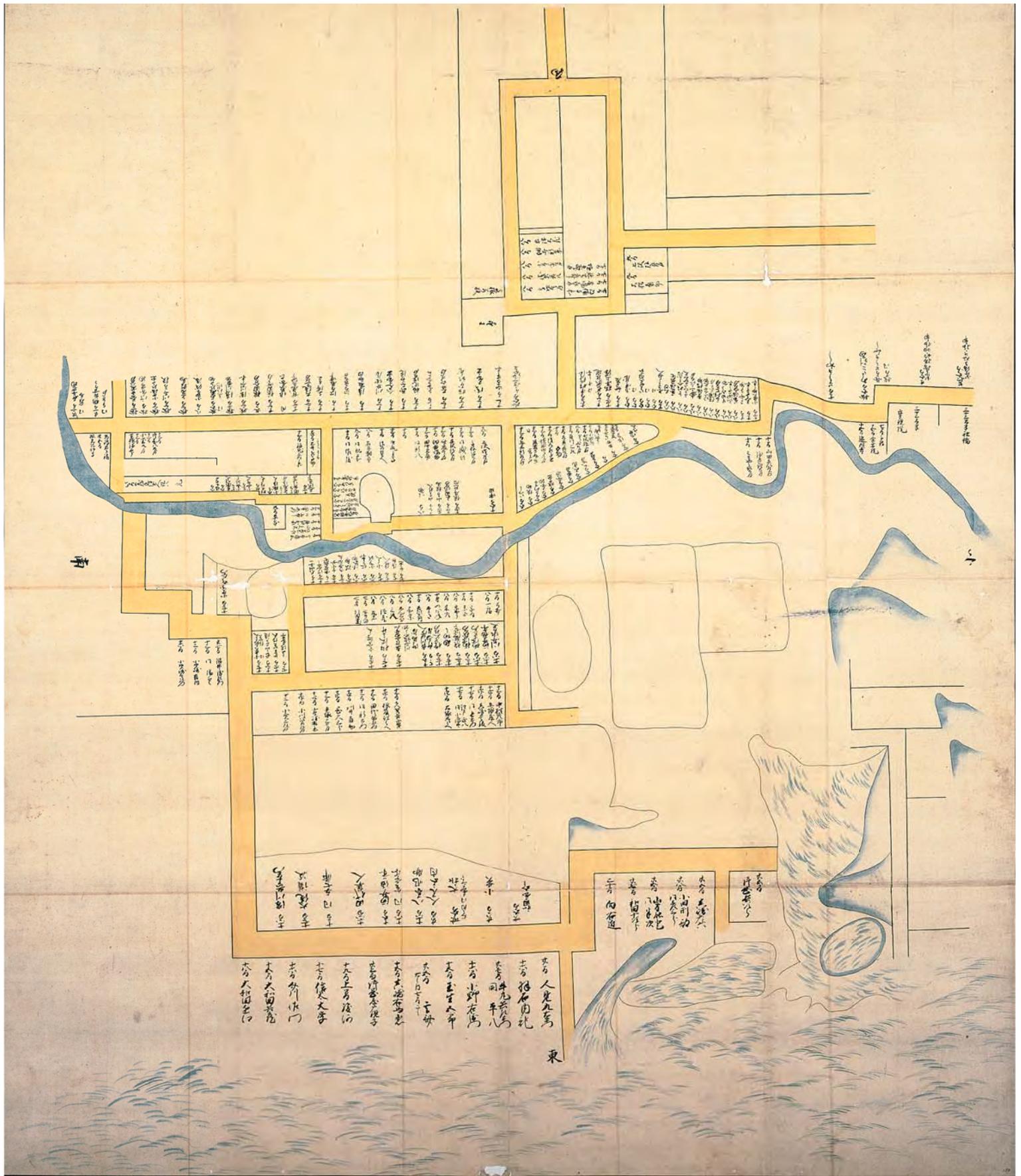
秋田県公文書館の廃藩置県以前の史料は、秋田藩から秋田県庁に引き渡された文書をはじめとする、近世秋田藩の歴史に関わる内容が多くを占めています。また秋田藩主佐竹氏が常陸国から転封したため、佐竹氏入封以前の史料は北関東及び福島県についてのものが多いのも特色です。

当展示は、「藩政期の秋田」と題しまして、初代秋田藩主佐竹義宣の秋田入封から五代秋田藩主佐竹義峰までの時期を中心とする館蔵史料の紹介をいたします。秋田県に関わる歴史の一端にふれていただくと同時に、県民のみなさまをはじめ、多くの方々に公文書館所蔵史料への関心を高めていただき、いっそうの活用につながる機会としていただければ幸いです。

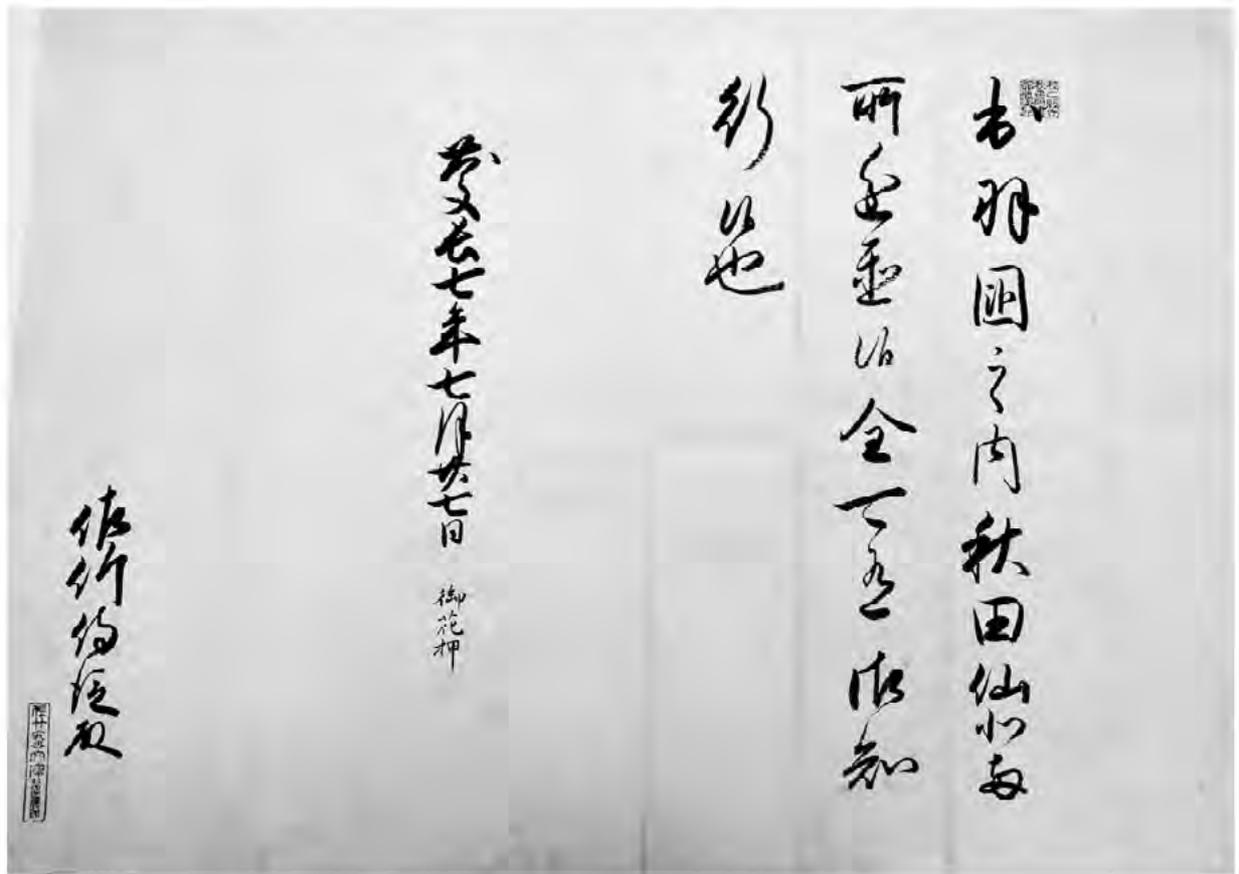
秋田県公文書館

凡 例

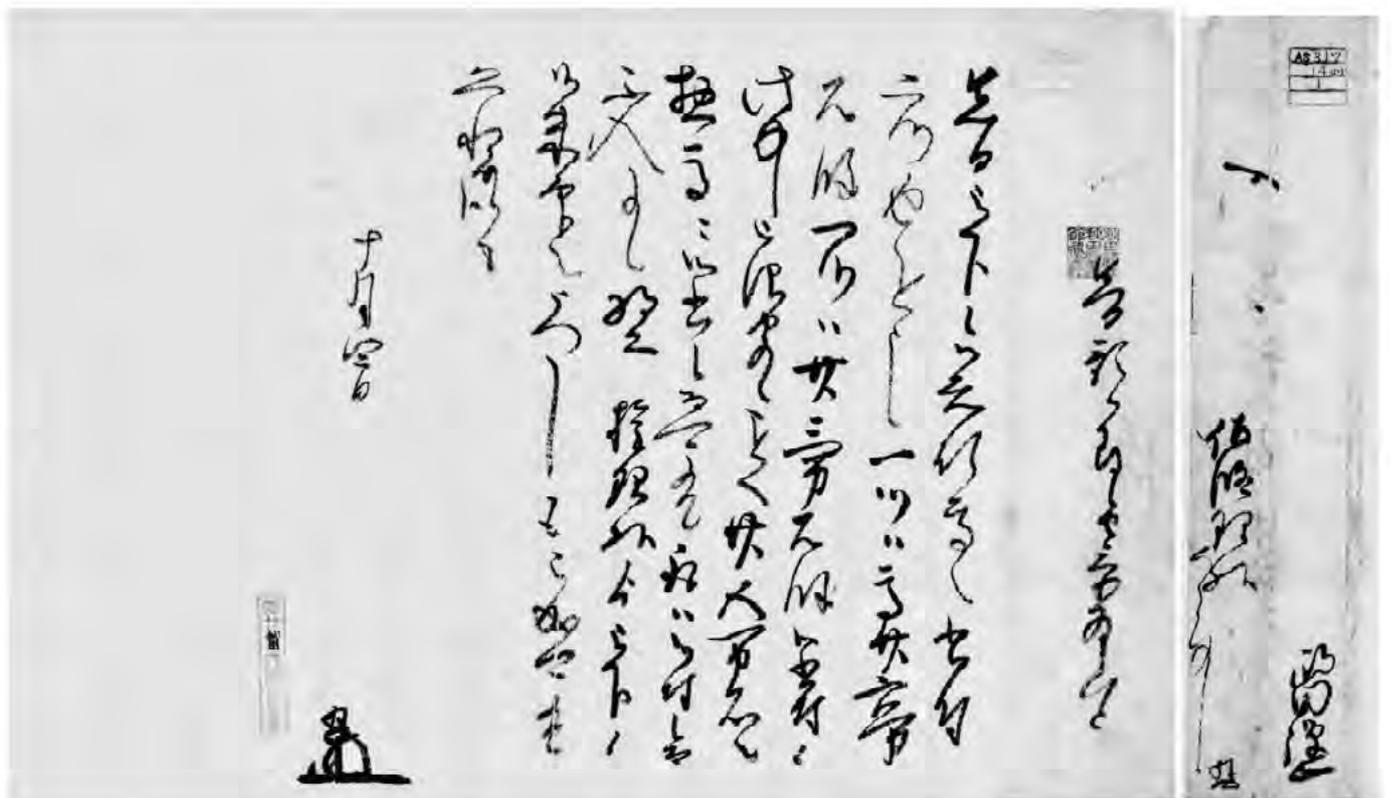
1. 本図録は、秋田県公文書館平成27年度企画展「藩政期の秋田」の出展史料に関するものである。図版・図版解説・史料群解説・展示史料一覧から構成されている。
2. 図版のうち、梅津政景日記一は、上記企画展で出展していない。また久保田茶町菊之丁人別帳の表紙の部分も展示していない。この他に冊子を解体し、一紙ごとに撮影したフィルムを使用した史料がある。
3. 本図録収録史料中、「デジタルアーカイブ秋田県公文書館」に画像を公開しているものがある。「デジタルアーカイブへ」をクリックすると、「デジタルアーカイブ秋田県公文書館」の当該ページにジャンプするように設定している。その際、セキュリティ警告のダイアログが表示されることがある。「許可」を選択すると、当該ページにジャンプできる。



国替当座城下絵図(県C-178)デジタルアーカイブへ



徳川家康判物写(AS317-7-1)



嶋田利正書状(AS317-14-2-1)

秋田仙北知行高目録

一言七万石秋田 本田
 一言貳万石仙北 新田
 一言拾貳万石同 本田
 一言叁万石同 新田

右言一、貳拾万石
 同五万石、新田

寛永修平年
 九月廿二日

下書

秋田仙北知行高目録(AS317-14-2-4)

寛永四年
 窪田配分帳
 拾月某日

18
114

窪田配分帳(県A-103-1)

三條大納言
 寛永三年八月十九日 宣旨
 従四位下源義直朝臣
 宣叙従四位上
 藏人虎子辨藤持長
 本字

口宣案写(AS317-72-2)

出羽國秋田山本河邊岩平原
 雄勝六郡貳拾百石中野田河内
 於領内郡一角五子八百石餘郡合
 貳拾百五十八百石餘別録立紙奉如前
 充仍之就全之領如快如件
 寛文四年四月廿日御花押
 秋田侍從
 德川家綱判物写

徳川家綱判物写(AS317-21-1)

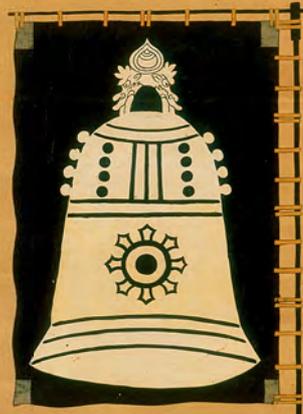
梅津半右衛門尉憲忠萬雄英徽信士肖像
 信士嘗任佐竹義宣慶長年中征大坂之役先
 驅破城壁躬當銳兵八人全盡敗走

秀忠相公徵於營中賜名劍并帖賞其功義宣
 命執國柄境治人服享壽五十九寬永庚午
 七月十日逝矣令孫利忠請黃檗隱元和尚道
 薦其語曰

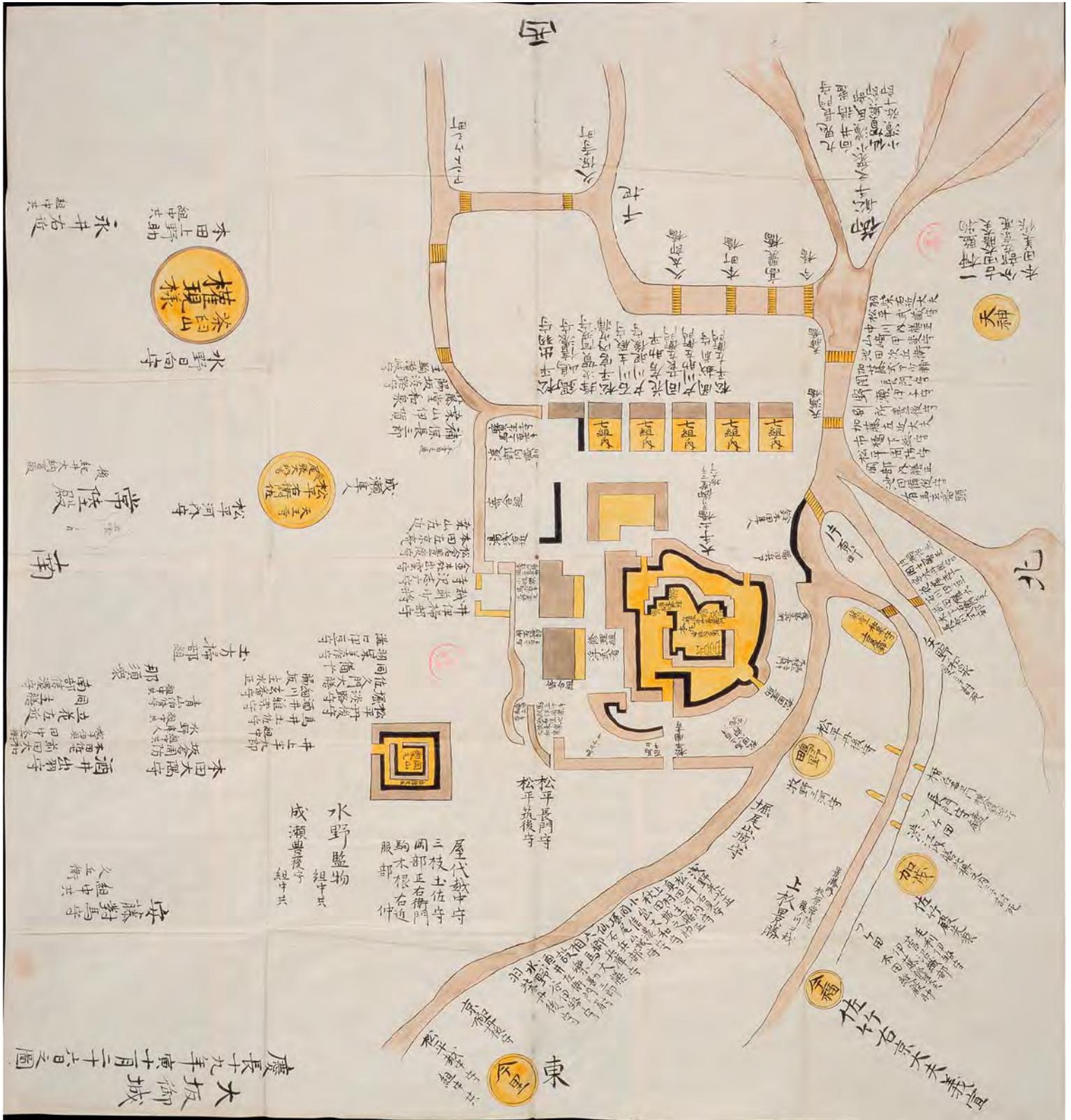
慧光法祐祐弟雄心裁斷於營身直
 古今五十九年功業昭然至今
 弟忽平沈曾開片之蓮花土敷
 於時之般為音半偈至之味
 此是台矣授入聖賢也

昔
 寬文第三癸卯暮春 利忠掛安于瑞龍山東禪禪院

主僧中景為實識



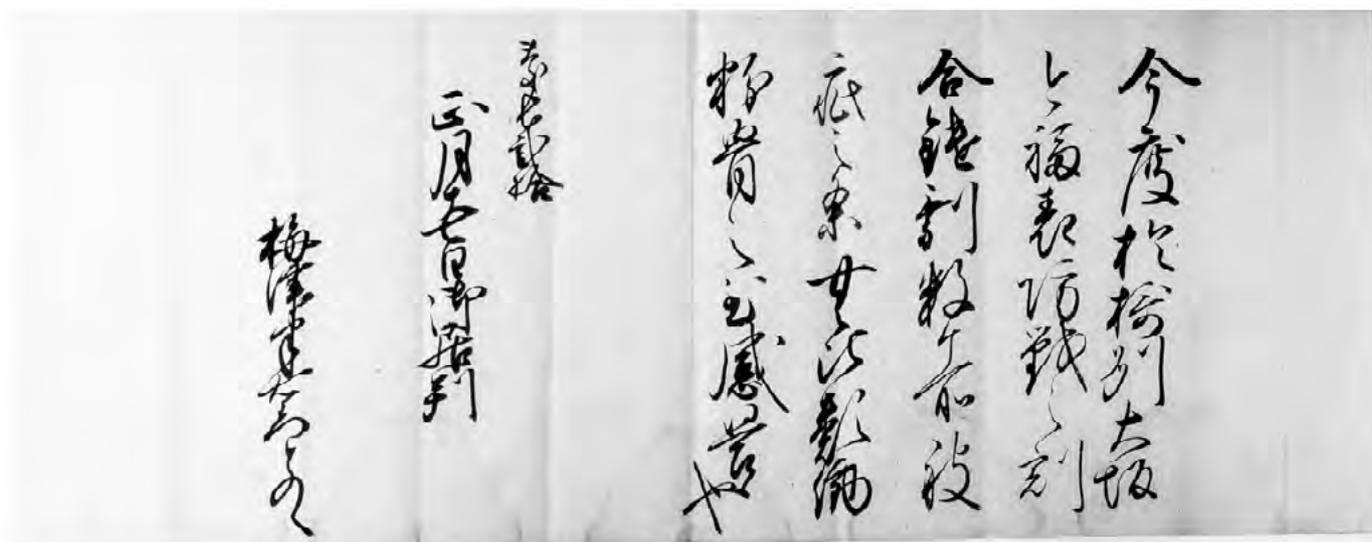
梅津憲忠肖像(吉田77)



大坂冬陣図(混架乙ー170)デジタルアーカイブへ



天英公書翰集(AH289-213)



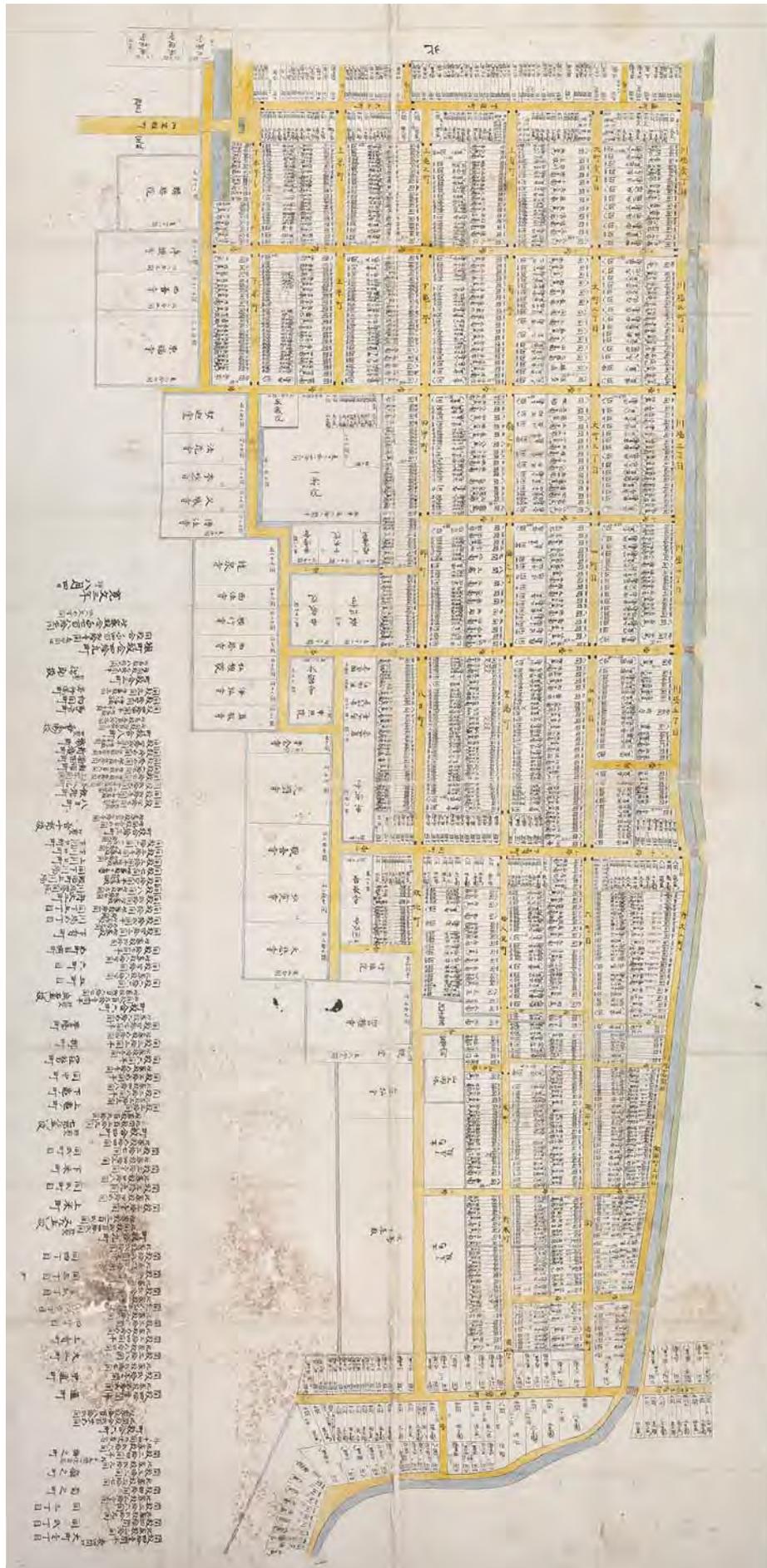
徳川秀忠御内書写(根田42-3)

一、梅津政景日記三上(A312-130-3-1)の本文部分。右側に「梅津政景日記」という縦書きのタイトルが見える。本文は、梅津政景の日記の断片で、戦時下の状況や人物の言動が記述されている。

梅津政景日記三上(A312-130-3-1)

一、梅津政景日記二十一(A312-130-21)の本文部分。右側に「梅津政景日記」という縦書きのタイトルが見える。本文は、梅津政景の日記の断片で、戦時下の状況や人物の言動が記述されている。

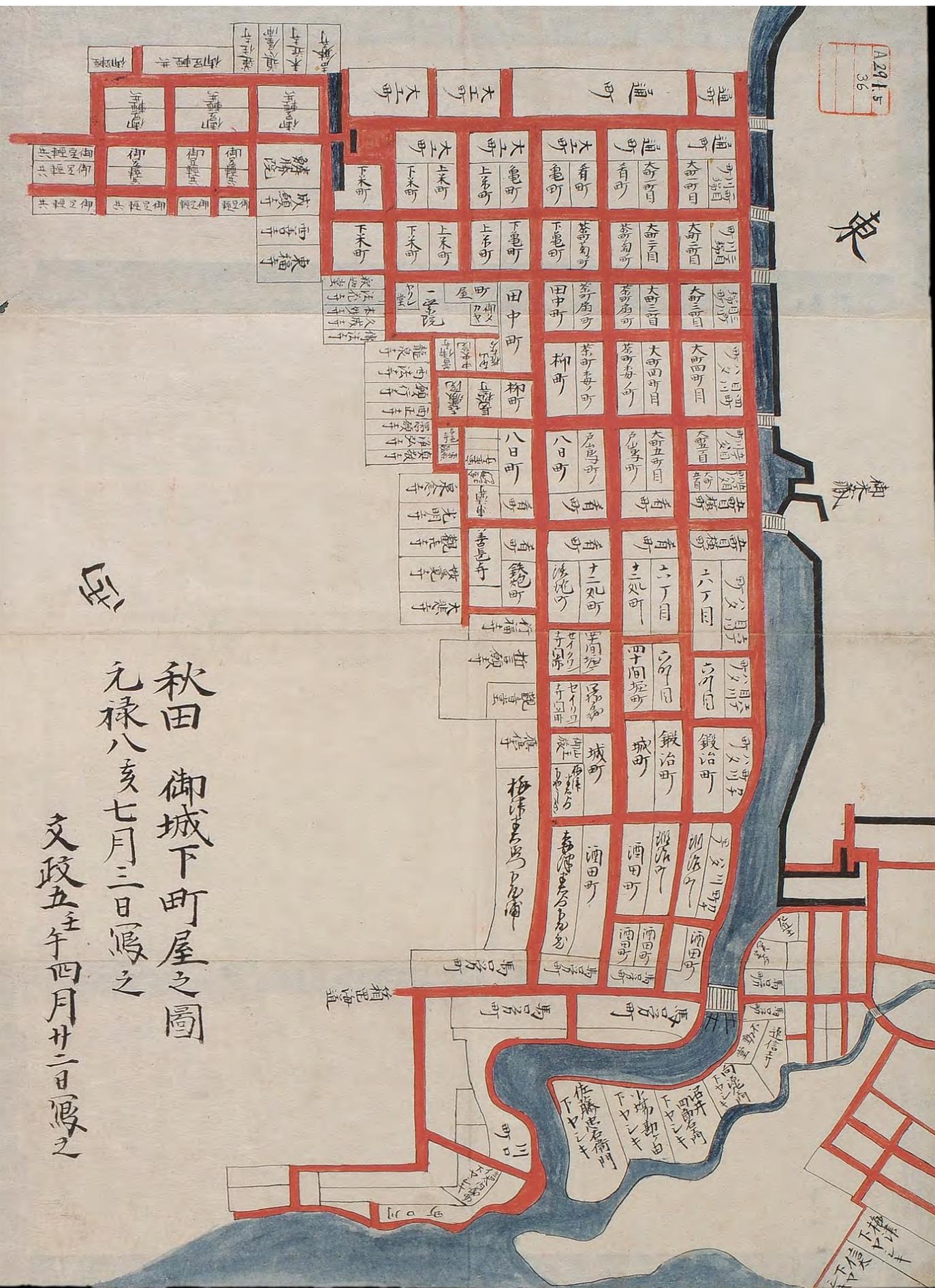
梅津政景日記二十一(A312-130-21)



外町屋敷間数絵図(県C-164) デジタルアーカイブへ

A291.5
36

東
柳

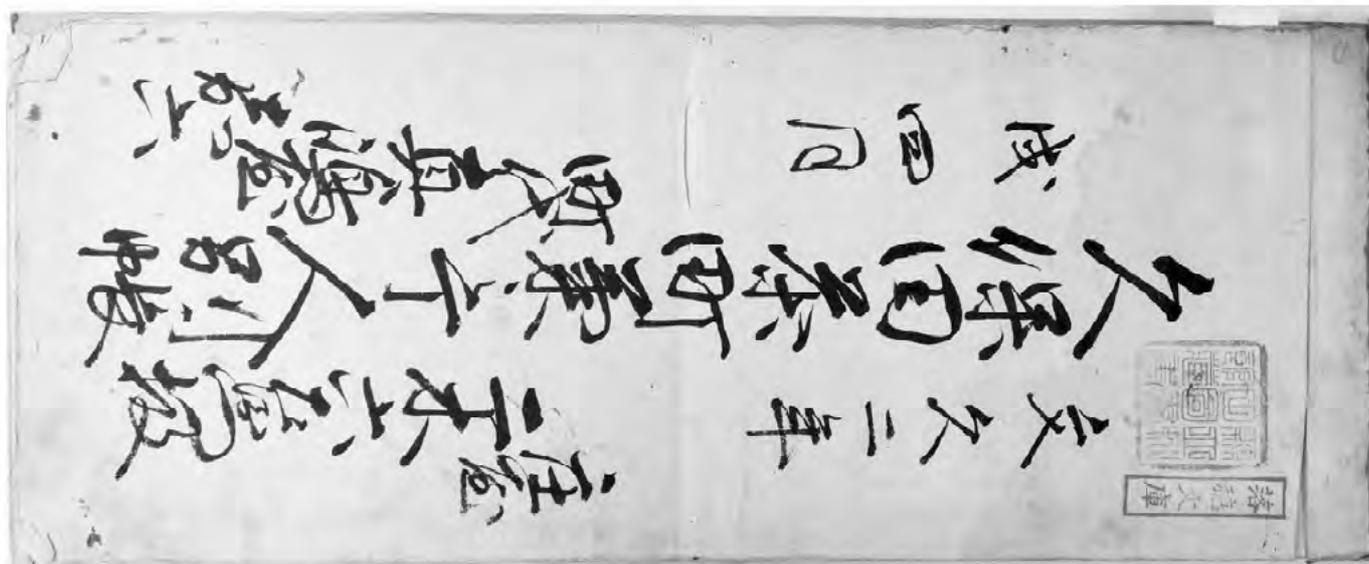


西

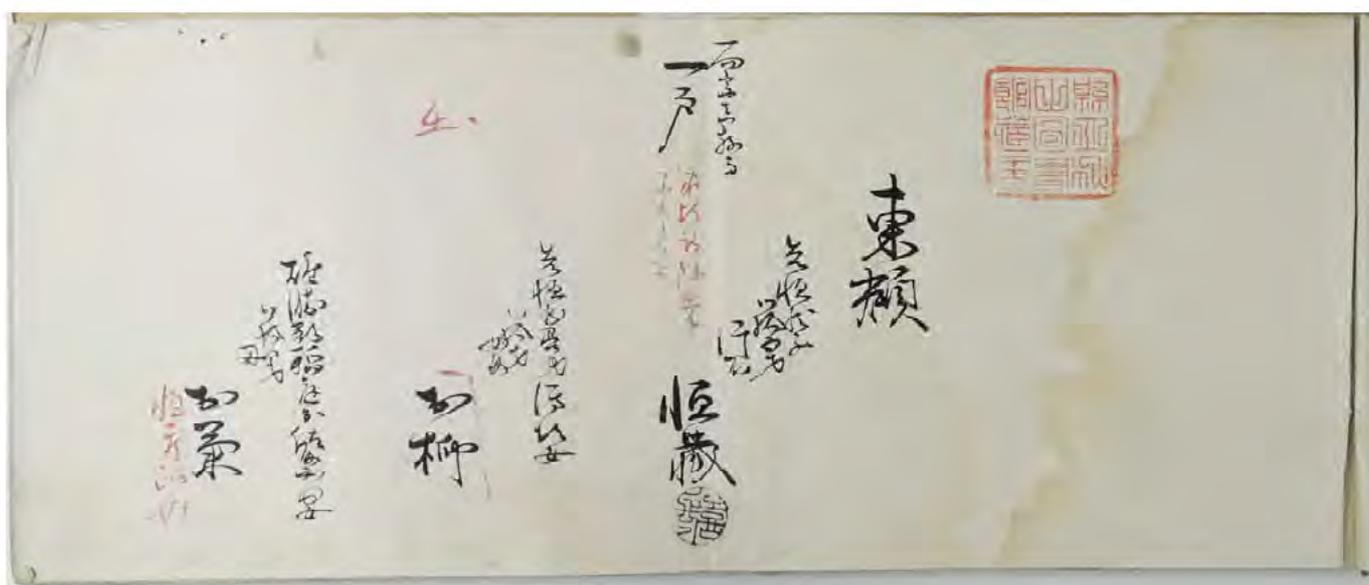
秋田 御城下町屋之圖
元禄八亥七月三日渡之

文政五年四月廿二日渡之

久保田城下外町絵図(A291.5-36)デジタルアーカイブへ



久保田茶町菊之丁人別帳(落1323)



久保田茶町菊之丁人別帳(落1323)



久保田城下絵図(県C-168)デジタルアーカイブへ



江戸幕府老中連署奉書(AS317-127-1)



江戸幕府老中連署奉書(AS317-127-2)

<p>○ 光信 長左衛門 金大夫</p> <p>台徳院慶二仕フ慶長年中孫列 大坂ノ役ニ首級ノ功アリ長公 台命ニ因テ駿河大納言忠長 二仕フ流刑ノ時官裁アツテ 英臣ヲ諸國ニ配流ス命メ光</p>		<p>○ 勝光 金大夫</p> <p>勝之 考八郎</p> <p>勝久 善三郎 金兵衛 大樹ニ仕ヘテ武州江戸ニ在リ 實ハ勝宗ノ弟アリ其子孫</p>		<p>○ 勝宗 新五郎 元龜三年十二月廿二日遠州 赤方原ニ於テ戦友</p>		<p>○ 勝明 喜三郎 金兵衛</p> <p>次郎三郎清康公ニ仕フ天文四 年十二月参列伊田ニ於テ戦友</p>		<p>○ 勝重 喜三郎</p> <p>徳川氏ノ家臣ナリ當時</p>		<p>藤原姓 細井氏</p>
--	--	---	--	---	--	--	--	-----------------------------------	--	--------------------

諸士系図四(A288.2-590-4)

<p>○ 光豊 長三郎 傳右衛門 實ハ早川治大夫隆寛第二子</p>		<p>○ 弘盛 傳右衛門 實ハ楠岡刑部某第二子</p>		<p>信ヲ越列村上城主堀丹後守 幽セシム後丹後守年三 早先ノ朝一書ニ天山公ニ 命メ判列秋田ニ幽ス後年寛宥 ノ是ヨリ子孫世々佐竹家ニ 仕フ</p>		<p>女子 實ハ大山因幡義武ノ弘盛養 子光豊ニ事ハス</p>		<p>某 長三郎 母ハ大山義武ノ女</p>	
---------------------------------------	--	---------------------------------	--	--	--	------------------------------------	--	---------------------------	--

諸士系図四(A288.2-590-4)

<p>存ノ家珍ト又九一世ノ武勇令 出リ完永九年五月二十日 心奉ス七十三歳道号空山法名</p>	<p>道由桂之助 寛永十年十二月六日忠長卿亮 又故アツテ家士志ク諸國ニ配 源通白及七道國侍ニ紅道後時 越等堀丹後守直賴ニ復ラレ行 赴別村上ニ幽セラル後直賴 奉ス後ル十九年十月晦日利州</p>	<p>二來雄勝郡湯沢ニ幽セシム 安四年十一月八日奉命ニ因 歳時ニ江戸ノ康先湯沢ニ到ル 二月五日長谷寺ニ薨ル道号骨 眼法名桂徹</p>	<p>道國早之助桂之助 母ハ武別江ノ下朝比奈丸 延某女大猷院殿十國忌ニ 承應二年道國道俊トモニ 因テ恩赦道國道俊トモニ 天山公ニ賜テ臣タラシム閏六 月三日公ニ賜テ臣タラシム閏六 湯澤ニ遠シテ江ノ下朝比奈丸</p>
--	---	--	---

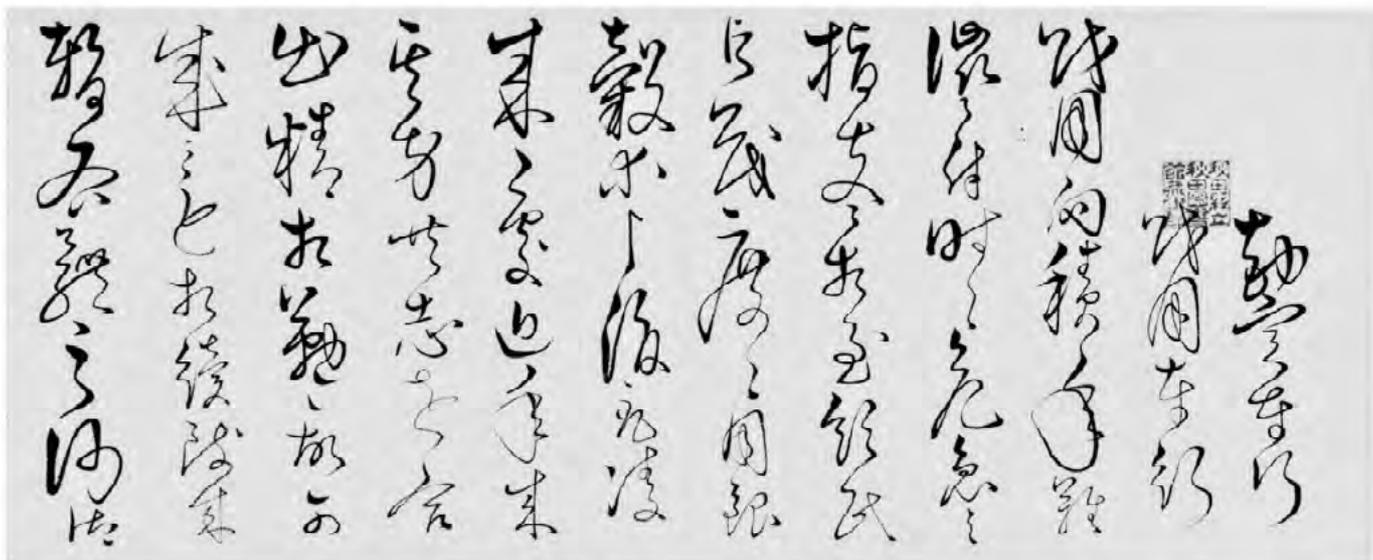
諸士系図五(A288.2-590-5)

<p>道寧内近桂之助 父ニ藝テ宿老席ヲ許ス命 メリ父ニ藝テ宿老席ヲ許ス命</p>	<p>道弘主水 父ニ藝テ宿老席ヲ許ス命</p>	<p>道俊十一郎長大夫 母同</p>	<p>道貞称五九衛門 江戸城下土屋忠矢衛知定長</p>	<p>日道國道俊秋田城下ニ來テ登 城太刀銀馬代ヲ欲メ公ニ謁 又衛應ヲ賜テ南義義着ノ村 十大大義國相伴夕リ退出ノ時 公坐テ起テ自ラコシテ送ル 一日白銀三十枚時服ヲ送リ 一山時服三ノ道俊城下ニ移居シ 山賜テ且道國道俊共ニ宿老席 曆元奉來地ニ召テ道國ト明 石元道俊ニ賜テ百石任メ桂隱ト 称ス又元禄八年八月七日奉命 十七歳道号萬室法名桂山</p>
--	--------------------------------------	---------------------------------	--	--

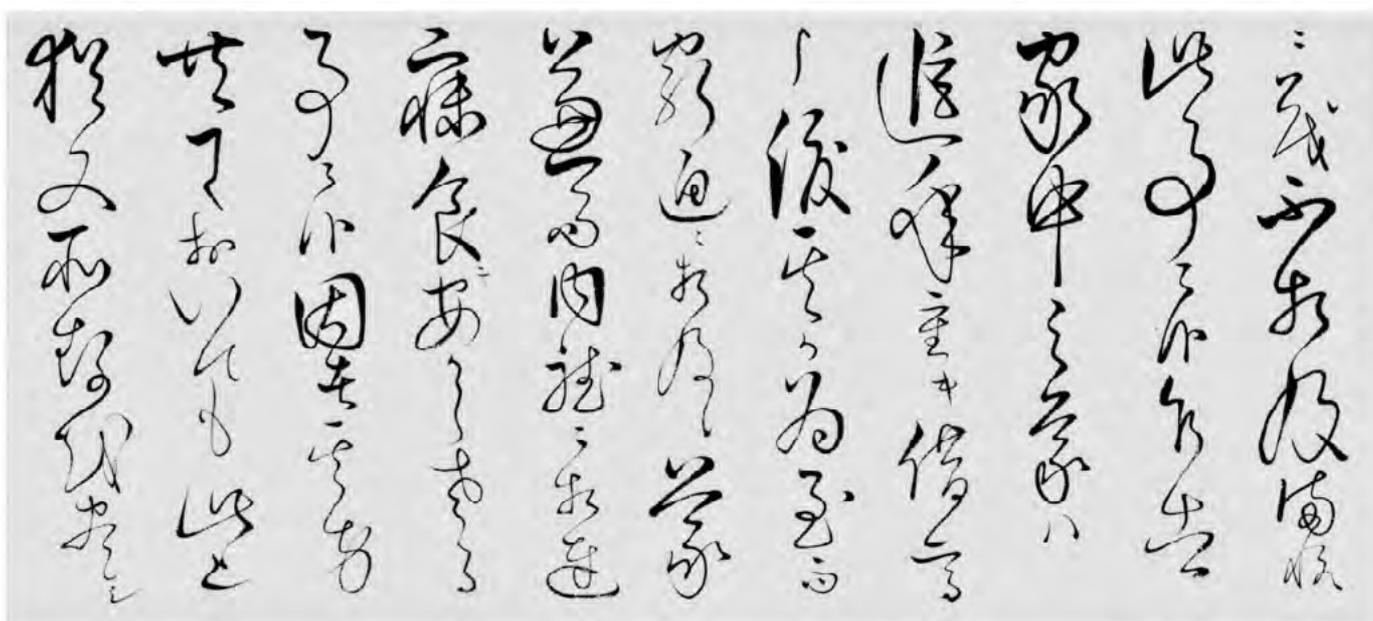
諸士系図五(A288.2-590-5)



久保田城下絵図(県C-599)デジタルアーカイブへ



佐竹義和自筆被仰渡(AS342-18)



佐竹義和自筆被仰渡(AS342-18)

<p>常悅 <small>孫三郎一房</small></p> <p>孝繁 妙顯</p> <p>才子 三人</p> <p>次男 義長</p> <p>法名 常清</p> <p>迷山 常全 <small>理陽中坊</small></p>	<p>義員 常以</p> <p>安整 常九 <small>法名常九</small></p> <p>兵庫 義九 <small>絶</small></p> <p>吉第 筋新宿</p> <p>新宿 新次郎 <small>○以新三郎藏人</small></p> <p>氏部 少 <small>○氏部</small></p> <p>義長 <small>○氏部</small></p>
<p>頼夏 <small>行田又六郎</small></p> <p>頼綱</p> <p>經氏 <small>三郎藏人</small></p> <p>泰經 <small>四郎太郎</small></p> <p>義直 <small>左馬助伊守海津聖我 ○義直於鎌倉通 ○母五衛門知貞少 ○惣領二男應元七十四甲 十四畝</small></p>	<p>義躬 <small>小場大炊御法名法元三ノ明 治十一月六日 義躬應元 ○室土月服 漢野月</small></p> <p>惟義 <small>三河守四月十日年六十 法名通越多宗翁</small></p> <p>義信 <small>三河守喜言三十五以上十六 元五十九六歳一八九元法在通 受多重冬</small></p>

佐竹并諸家系図(AS288.2-39)

十二月十八日 錦倉ニテ御遠行同廿二日 常州へ
下著同廿四日 増井南羽山 平法寺 奉禮
御子共嫡義重
次男 六郎 南浦出 義茂ト云 宇治卷嶋ノ先陣綱
切重代ト云 乃町田家へ渡 義茂ノ一男ヲホ
郎 次郎 義行ト云 家督ヲ持 次男 小場ニナル
亦郎 三郎 實義ト云 改名メ 義久ト云 此子孫
ノ時 女子 計持 間淨喜ノ御子ヲ為 猶子 以テ
相續 三男 團井ニナル 前ハ 那珂一族也 四男
顯義 五男 經義 宇佐美 日向寺 智ニ成 經義息

七郎 祐義ト云 白石先祖也 酒出分 田谷 森中一
根 小縮 白鳥等 義茂ノ子孫也 斷絶
三男 北酒出 八郎 季義 法名 蓮阿 一男 小郎 次郎
義登 二男 小郎 四郎 定義ト云 此子孫 今 太田
馬場ノ新助也
一 義重 次郎 秀義シハ 四十比迄 八木 康申 妻 愛河
井平 六三郎 女 木田 太郎 為 重女 法名 勝山 蓮義 官
從五位下 常陸守 文治 五己 年 生 建長 四年 二月
廿五日 遠行 六十五
御嫡長義

佐竹代々故実北本抜書(AH288-3)

光祖公三郎義久在常家牙五世
 別當秀我之庶子南酒公為義茂之
 第二子也其曾孫源公為源重我
 皆女子以右馬頭我為一子之庶子
 大炊助我躬為嗣八世孫河吉我忠
 世男子養 源真云牙十九世
 牙三子式部左補我宗法各為嗣以女
 妻之為小場氏之中具其曾孫武我純
 早世曾女子以佐牙六家我房勘解由隆房
 為嗣萬治年中 鑑照院殿賜
 佐竹之稱於我房當世之相繼列十一族
 佐之為後代分流之系圖令授与
 准次男扇紋之幕如右例正可有
 相違於其分流之族者系圖幕紋
 丁之新授之仍禮文公件

寶永六年九月二日 義格

佐竹義格分流証文(AS288.2-19-2)



佐竹小場氏系図(AS288.2-19-1)



佐竹義宣官途状(才 5)



秋田藩家蔵文書四(A280-69-4)デジタルアーカイブへ



陪臣系図(A288.2-590-28)

馬島國守
宗年直日榮
石川尚新
某事
馬島國守
馬島國守

斯波詮持(?)書下(AS288.3-186-1)

九京權大夫書

蜂屋清九衛門

諸國下信澤田定年那直行
為御事 為具禮家
右仁左衛門知事 右三右衛門
抄の件

嘉永二年正月 九京權大夫
為御事 為具禮家

秋田藩家蔵文書十三(A280-69-13)デジタルアーカイブへ

一冊	前小屋市右衛門忠兼
二冊	佐藤忠九衛門清信
一冊	玉生八兵衛武宗
一冊	小野寺桂之助道実
一冊	梅津半右衛門忠昭
一冊	梅津興九衛門忠經
一冊	大越十郎兵衛貞國
一冊	大塚九郎兵衛資名
一冊	信太東市郎勝行
一冊	八木作助為忠
一冊	船尾初負昭陣
一冊	白河七郎兵衛朝盈
一冊	旗本諸士文書 <small>一城下諸士文書 卷一上</small>
一冊	城下陪臣文書
一冊	城下庶民文書
一冊	寺社文書
一冊	諏訪棟札寫

秋田藩家蔵文書一(A280-69-1)デジタルアーカイブへ



大館絵図(県C-190)デジタルアーカイブへ



刈和野一円之図(県C-91)デジタルアーカイブへ



横手絵図(県C-21)デジタルアーカイブへ



松山一円繪図(県C-119)デジタルアーカイブへ

先考成
 谷楊村
 一 高松石斗九升九合 高
 日考成
 高松石斗九升九合
 日考成
 高松石斗九升九合
 先考成
 一 高松石斗九升九合 高
 日考成
 高松石斗九升九合
 日考成
 高松石斗九升九合

秋田郡黒印高帳(県A17-1)

秋田郡
 武田宮濱村
 先考成
 一 高松石斗九升九合 高
 日考成
 高松石斗九升九合
 先考成
 一 高松石斗九升九合 高
 日考成
 高松石斗九升九合
 先考成
 一 高松石斗九升九合 高
 日考成
 高松石斗九升九合

河辺郡黒印高帳(県A17-7)

領心兼由利郡之給當郡能
 相調差上公其節以河津之
 吟味名相遠下也於山川之
 方位村言之新古之定誤
 實地之有遠却任其年先
 方之遠近能依政定年見山
 沙用之任其任之如不給當
 改重下度限其節之河津番
 之世之和及小私重相在表
 右書付河津番公依之以後
 領内之村之程心山之吟味
 任其表及前之給當郡能相
 之河津番如仍之給當相遠
 之河津番村在寄當將之
 實地之有遠却任其年先
 折之河津番及河津番表

佐竹義峰伺書(県B-422)

折之河津番及河津番表
 之河津番
 河津番字兼河津番表
 折之河津番及河津番表
 一野國河内郡給板村之表
 新田并河津用之地之
 河津氏知同河津山村之給當
 之河津番公其表右給當之合
 河津地之 河津氏河津
 河津之右河津相成河津之
 河津氏河津村之河津氏等
 實地相遠下之合相成河津之
 河津氏以上
 六月廿六日 佐竹右京大夫

佐竹義峰伺書(県B-422)

図版解説

一 佐竹氏の入部

国替当座城下絵図（県C―一七八・秋田県庁旧蔵古文書）

外町に武士の屋敷があることから、外町建設が本格化する慶長十二年以前の絵図と推定されている。

徳川家康判物写（AS三一七―七―一・佐竹文庫）

佐竹義宣に秋田転封を命じた文書の写。領知高が記されていない。

嶋田利正書状（AS三一七―一四―二―一・佐竹文庫）

秋田仙北知行高目録（AS三一七―一四―二―四・佐竹文庫）

右の四つの史料は、一つの封紙におさめられている。すべて寛永十一年（一六三四）の文書である。

まず佐竹氏側から二十三万石余案と二十六万石余案が嶋田利正に提示される。それを受けて利正から二十五万石とすることや目録の記載法の指示が出され、二つの案が返却された。そして佐竹氏側で二十五万石の目録が作成された。二十五万石の目録の端裏に「下書」とある。江戸幕府に提出するため下書きという意味である。佐竹氏が幕府に提出したのは実高で、問題となつたのは新田高をいくらにするかである。

利正は、幕府の旗本で、町奉行をつとめている。この頃の名は親しい旗本を通じて幕閣とのルートを持つのが一般的で、佐竹氏は義宣の時から利正とつながりがあつた。

窪田配分帳（県A―一〇三―一・秋田県庁旧蔵古文書）

寛永四年（一六二七）の久保田居住の佐竹家中の知行高等をまとめたもの。

「雑録」一所収。「雑録」は全三冊で、佐竹氏に関わる各種史料を写したもの。

口宣案写（AS三一七―七―二―一・佐竹文庫）

佐竹義宣を左近衛権中将に任じ、従四位上に叙した文書の写。秋田藩では二代義隆以降の官位は、中將から少將、従四位上から従四位下どまりになった。

徳川家綱判物写（AS三一七―二―一・佐竹文庫）

佐竹氏の秋田地方の領知高を二十万石と確定した文書。

二 梅津憲忠・政景兄弟

梅津憲忠肖像（吉田七七・複製・吉田家文書）

表紙に、「万雄様御肖像巻幅、一部治兵衛先年江戸表二而買調所持罷在候二付、嫡子豊蔵代献上致度、内願二付、文政九年戌二月十五日献上相濟候」とあつて、梅津の家臣が江戸で購入し、それを献上したものであることがわかる。

大坂冬陣図（混架乙―一七〇・複製・郷土資料（混架））

慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣の配置図。「慶長十九年寅十一月二十六日之図」とある。この日は、今福の戦いがあつた日。佐竹義宣勢は大坂方の今福の柵を攻撃、占拠するも、大坂城から出撃した木村重成・後藤基次等の軍勢に苦戦し、江政光以下多数の犠牲者を出した。同じ日に鳴野で戦っていた上杉景勝勢の加勢を得て、佐竹勢は大坂方を退けることができた。

大正十年（一九二二）に秋田県立図書館（現秋田県立図書館）が購入。購入先は不明。

天英公書簡集（A H二八九―二一三・東山文庫）

梅津憲忠充佐竹義宣書状集。及川亘・加藤昌宏・金子拓『佐竹義宣書状集―梅津憲忠宛』（東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一三―一三）で全文を紹介され、書誌的考察等がなされている。

極月十八日佐竹義宣書状は、江戸の義宣が久保田の憲忠にあてたもので、年次は記されていないが、寛永二年と推定されている。一部脱落があり、東京大学史料編纂所謄写本「天英公御書写」で補う必要があるが、『佐竹義宣書状集―梅津憲忠宛』書翰四十八号で行われている。

徳川秀忠御内書写（根田四二―三・根田家文書）

今福の戦いでの梅津憲忠の軍功を賞した文書の写。この他に戸村義国・信太勝行・大塚資郷・黒沢道家にも徳川秀忠の感状が発給された。

屋代秀正書状写（A S三九三―五―一・佐竹文庫）

慶長二十年（一六一五）正月十二日梅津憲忠充。今福合戦の取り扱ひに関する文書。屋代秀正は、徳川秀忠の軍監。端裏から梅津憲忠に充てられた文書。

文中の杉原常陸（親憲）は、今福で苦戦した佐竹勢に加勢した上杉景勝家中。親憲は「杉原」ではなく、「水原（すいばら）」が正しいが、駿府記や徳川秀忠感状等の江戸幕府側の史料では「杉原」となっている。

梅津政景日記

（A三一―二―一三〇―一、A三一―二―一三〇―三―一、A三一―二―一三〇―二―一、郷土資料（A記号））

梅津政景日記は、東京大学史料編纂所編大日本古記録で全文刊行済み。全九冊。第九冊には、詳細な書誌の解説もある。これに若干の補足すると、大日本古記録では「梅津政景日記」十

六下の政景自筆本が所在不明であるとし、編纂所が佐竹義春氏から採訪した影写本によっている。十六下は、編纂所が採訪後、義春氏から小林昌二氏に譲られ、現在は東京都千代田区秋田藩所蔵。義春氏は、旧秋田藩主の末裔で、義栄氏の父である。

図版は、表紙と、大坂冬の陣にあたり、政景は兵站を担当し、兄憲忠は出陣したことがわかる部分と、日記の最後の部分である寛永十年（一六三三）三月六日条。この年の二月、藩主佐竹義宣が亡くなり、その葬儀の準備であわただしかった。政景も病魔に冒されており、四日後の十日亡くなった。表紙は、元禄宝永期の修史事業に際してつけられたもの。「政景日記」は、中村光得の筆であろう。

政景の末裔梅津光雅氏旧蔵。秋田県立図書館を経て、秋田県公文書館に移管された。

三 内町と外町

外町屋敷間数絵図（県C―一六四・秋田県庁旧蔵古文書）

寛文三年（一六六三）八月の、外町の住人と屋敷の間数、町組の肝煎等が記されている。大町・茶町は間口四間、ないしはそれ以上が多いが、周辺部になるほど間口が狭くなっていることがわかる。現存する絵図は、寛文時のものではなく、その写。秋田県公文書館所蔵分を外町住人を記した絵図は、これだけである。

久保田城下外町絵図（A二一九―五―三六・郷土資料（A記号））

武家の下屋敷は主の姓通称が記されているが、その他は町名のみ記されている。元禄八年七月三日に写したものを、文政五年四月二日に転写したと解される。

廃藩置県に際して、秋田藩から秋田県庁に引き継がれた史料の一つ。

久保田茶町菊之丁人別帳（落一三二三・落穂文庫）

文久三年（一八六三）四月の人別帳。朱は後に書き加えられた部分。人別帳は、四年おきに作成される。新しい人別帳が作成されるまでの間、死亡その他の異動を朱で記した。図版は、表紙と冒頭の部分。

茶町は、荒物類（茶・紙・綿・砂糖・畳表・蓆・傘・位牌・扇子・鯉節・苧類・地織木綿・生蠟）の家督專業権を持ち、独占販売権を持つ。茶町菊之丁は、現在秋田市大町二丁目の一部。

久保田城下絵図（県C―一六八・秋田県庁旧蔵古文書）

記載されている人名から寛文元年（一六六一）かその翌年作成といわれている。文政五年（一八二二）八月二十九日の写。

江戸幕府老中連署奉書（AS三一七―一二七―一〇二・佐竹文庫）

佐竹義隆家譜承応二年（一六五三）六月二十四日条等によれば、江戸幕府は、もと徳川忠長家中で、佐竹義隆に預けられていた細井光信と小野寺道白、そしてその子どもが徳川家光の三回忌の法事に際して赦免され、義隆に召し使えを命じた（道白は没していたので子の道国）。それが六月二十四日付の老中奉書である。久保田の義隆は、閏六月三日に使者を江戸に送る。それに対して閏六月二十六日付の老中奉書が発給された。なお細井・小野寺両氏の座格は、廻座。上級家中の待遇であった。

諸士系図（A二八八・二―五九〇―四〇五・郷土資料（A記号））

秋田藩では元禄・宝永期に家中に系図の提出をさせた。それを文書所が吟味し、場合によっては関係者に証拠を提示させるなどの裁判を行い、宗家・分流を確定し、系図に記した。その成果をまとめたのが諸士系図二十五冊である。

現存する諸士系図は、享保期にまとめられた。図版は、細井・小野寺両氏が秋田藩に召し抱えられた経緯を記した部分。

廃藩置県に際して、秋田藩から秋田県庁に引き継がれた史料の一つ。

久保田城下絵図（県C―五九九・秋田県庁旧蔵古文書）

宝暦九年（一七五九）、幼年の八代藩主佐竹義敦相続後に下向した国目付に提出した絵図の控といわれている。

佐竹義隆自筆書状（AS三一七―一五―二・佐竹文庫）

子息佐竹義処にあてたもの。江戸幕府の人事を伝えている。年次は記されていないが、徳川実紀等によれば、寛文十年（一六七〇）である。佐竹義処家譜によれば、この日、義処は江戸を発ち、久保田に向かっている。出発後に書状が認められたのであろう。

書状では普請奉行のみ前任者に「跡」とあるが、四月二十一日、城朝茂と喜多（書状では「北」）見重恒が老齢を理由で職を辞した後、しばらく空席のままだった事情をさしている。

佐竹家中川井儀右衛門が所持していたが、文政九年（一八二六）に秋田藩に献上された。

佐竹義処自筆書状（AS二八九―八―三・佐竹文庫）

父佐竹義隆の死に際して、弟義長に充てたもの。年次は記されていないが、寛文十一年（一六七二）である。義隆は書状のとおり十二月五日に久保田で亡くなった。この時、義長は義隆の下国に同行していたので久保田にいたが、義処は江戸にいた。父の訃報をきいて、認めたのであろう。義処が義長に伝えたかったのは、「別紙」の方だろうが、「別紙」は残っていない。

書状に見える「寺崎弥左衛門」の子孫が所持していたが、明和元年（一七六四）閏十一月、秋田藩記録所に召し上げられた。

佐竹義敦自筆書付（AS三四二―一〇・佐竹文庫）

年次は記されていないが、封紙に天明元年（一七八一）六月

四日とある。端裏書に「年寄共之分」とあるから、この日に秋田藩家老に充てられた。

佐竹義和自筆被仰渡（AS三四二—一八・佐竹文庫）

封紙に寛政十年（一七九八）正月二十三日とある。しかし「佐竹義和家譜」及びその引証本である「御亀鑑」に該当する記事が見あたらない。

佐竹義厚日記（AS二八〇—一六—三七・佐竹文庫）

文政八年（一八二五）五月十七日条。佐竹義厚が藩主として、はじめて久保田に入部した日。義厚の日記は、この日から天保末年までである。久保田に下向した分のみのようである。型どおりに書いたという風で、記事も詳細ではない。藩主の生活のリズムをうかがえる史料。

四 佐竹系図の編纂と分流証文

佐竹井諸家系図（AS二八八・二—三九・佐竹文庫）

常陸国清音寺所蔵系図の写。元禄・宝永期の修史事業に際して、大和田時胤・中村光得が行った常陸国の史料調査の成果の一つである。

佐竹代々故実北本抜書（AH二八八—三・東山文庫）

元文二年（一七三七）六月十八日に佐竹家中伊達峰宗が写したもの。元禄十年（一六九七）に佐竹義明が秋田藩に献上した系図を祖本とするが、省略・脱文がある。当館古内家文書（古内三三）にも写本があるが、こちらは秋田藩文書所が義明の子義命に下付した写を祖本とする。

元禄・宝永期の修史事業において、家中に佐竹氏に関する系図の提出が求められた。それを受けて義明が献上した。原本は、廃藩置県後、佐竹家に伝来したが、現在所在不明。

佐竹系図引証本草稿（AS二八八・二—一六・佐竹文庫）

佐竹系図引証本（AS二八八・二—五〇・佐竹文庫）

源姓佐竹氏総系図草稿（AS二八八・二—三三・佐竹文庫）

佐竹氏の系譜に関する各種史料をあげ、その考を記している。二つの草稿は、秋田藩文書所中村光得が編纂・執筆。佐竹系図引証本草稿は、奥書に「元禄十四年辛巳三月中旬考之 中村光得（花押）」とある。源姓佐竹氏総系図草稿は、宝永三年（一七〇六）三月十五日付の中村光得の奥書があるが、それ以降に藩主となった佐竹義峰の記載等の追加がある。佐竹系図引証本は、筆者が別人。これと同じ筆跡の史料から、享保期頃と推測される。

佐竹氏族系図引証本（A二八八・二—六六六・郷土資料（A記号））

佐竹氏分流の系譜に関する各種史料をあげ、その考を記している。佐竹系図引証本は、宗家の兄弟のみ、つまり各分流の初代をとりあげているだけだが、こちらは二代目以降も対象としている。

廃藩置県に際して秋田藩から秋田県庁に引き継がれた史料の一つ。

佐竹義格分流証文（AS二八八・二—一九—二・佐竹文庫）

佐竹義方に下された証文。義方は、佐竹氏の分流佐竹西家。「准次男扇紋之幕」は、佐竹東・佐竹北・佐竹南・石塚・戸村と同じ。日付は宝永五年（一七〇八）九月二日だが、実際に下付されたのは、翌年三月二十二日である。分流証文とその際に下付された系図の執筆者は、中村光得である。

佐竹小場氏系図（AS二八八・二—一九—一・佐竹文庫）

分流証文とともに佐竹義方に下付された系図。佐竹西家、義躬に関する部分を展示した。

佐竹西家は、小場氏と称した佐竹氏庶流である。南北朝期に常陸国守護や室町幕府侍所所司をつとめた佐竹義篤の子義躬の子孫である。

佐竹氏には、もう一つの小場氏がいる。源頼朝の追討を受けた佐竹秀義の孫義久を祖とする一流である。この一流は、佐竹并諸家系図等にみえる。

秋田藩文書所では、佐竹義明が献上した系図、展示史料の佐竹代々故実北本抜書に、義久の「子孫ノ時、女子計持間、淨喜（義篤の法名）ノ御子ヲ猶子以テ相続ス」を採用し、佐竹西家の祖を義久とし、その子孫の養子に義躬がなつたとしたのである。佐竹系図引証本草稿以下、すべてそうである。

義方に下付した分流証文と系図は、佐竹西家の伝来文書を伝える秋田県公文書館所蔵佐竹西家文書ではなく、佐竹文庫に伝来している。これらをおさめる箱の蓋書によれば、義方の後継者義村が数度訴えたので、享保二十一年（一七三六）二月に吟味するので、まずは返上せよということになり、記録所に渡された。分流証文と系図は留め置かれたまま廃藩置県をむかえ、佐竹氏に伝来したのである。

五 秋田藩の文書改

秋田藩被仰渡（A O二八八―四・佐竹西家文書）

元禄十年（一六九七）八月、秋田藩が文書・系図の提出等を命じたもの。秋田県立図書館が刊行した国典類抄第十四巻嘉部二にも収録されているが、佐竹西家文書との間に異同がある。展示した部分に関していえば、「論旨・院宣・令旨」の「院宣」が、「由緒書」の「書」が、国典類抄にはない。

赤坂光康書上（A二八八・二―七四一・郷土資料（A記号））

赤坂光康が秋田藩文書所に提出した文書・系図の一覧。光康は、元禄十一年（一六九八）二月十九日に所持する文書・系図

を写して秋田藩文書所に提出したが（A二八八・二―七三四）、所持しているものを提出せよとなり、それに従ったのである。系図に関しては、もともと古い系図を所持しておらず、覚書等を「漸々取集、近年系図之様二書継申す候故、本書新敷御座候」と弁じている。所持している系図の提出は、偽系図作成防止のためであるが、家中の側では系図を持っていたわけではないことがわかる。

秋田藩文書所被仰渡（A O三一七―三・佐竹西家文書）

家中が提出した文書に対する、秋田藩文書所が示した判断。在々の組下給人の場合、組下支配がとりまとめて文書所に提出させ、文書所は組下支配を通じて組下給人に伝達等をした。

展示史料は、元禄十二年（一六九八）八月、文書所が大館組下給人提出文書に関して、組下支配佐竹義方に発給したもの。小林伊織提出分三通は、召し上げとなった。このうち「小貫大蔵丞和田安房守奉之御番調書付壱通」と「梶原源太政景書壱通」は、東京都千秋文庫に所蔵されている。また大山隼人所蔵の「大山弥大夫証文壱通」は、「当時為差証文にあらず、依之不及写留、返置候」とあり、写す価値なしと判断する場合もあった。

秋田藩文書所青印書（A O二八八―一七・佐竹西家文書）

秋田藩文書所が発給した佐竹義方への家蔵認定の文書。「秋田史館」の印文のある青印書。

「一、同御書（古来之写）壱通」に「本安藤太郎左衛門所蔵也、依筋目被返付也」とあるように、文書所では誰が家蔵するのがふさわしいかを検討し、ふさわしいと判断した家中の文書と認定し、文書も渡している。Aに充てられた文書は、Aの子孫が所持すべき、という考え方で判断した。

文書所では、元禄十一年（一六九八）から提出文書の判断を

示す文書を発給している。当初は文書所の判断を示した伝達文書で、組下給人の場合、一紙にまとめて組下支配に発給した。そのため組下給人は、自分の分を抜き出して写すよりほかない。宝永四年（一七〇七）頃から、家蔵を認定した場合、一人一人に「秋田史館」の青印を捺した、いわゆる青印書を発給するようになった。こうして判断結果を伝達する文書から、藩が家蔵を認定した証文として所持すべき文書に性格がかわったのである。その結果、文書改の認定結果がかわれば、古い青印書は回収され、新しい青印書を発給された。

図版は、宝永七年（一七一〇）のものだが、この年に家中に一斉に発給されたようで、この年次の青印書が多く残っている。図版に、文書を写し「御記録」に載せたとある。「御記録」とは、義方の場合、秋田県公文書館所蔵秋田藩家蔵文書六（A二八〇―六九―六）に収録されている佐竹義方の家蔵と認定された文書の写である。また焼失・紛失等の場合、写を与えるところある。義方のケースに即せば、焼失・紛失等の場合、義方家蔵と認定された文書の写に基づいて写したものを与えるということである。

佐竹義宣官途状（才五・大窪文書）

佐竹義宣が大窪種光の軍忠に報い、受領、すなわち駿河守を称することを認めた文書。それ以前の種光の官途は、左馬助だった。

大窪キヨ氏旧蔵。秋田県立図書館を経て、秋田県公文書館に移管された。佐竹氏の陪臣で、佐竹東家に仕えた大窪氏伝来文書。

斯波詮持（？）書下（AS二八八・三一―一八六一・佐竹文庫）

奥州管領斯波詮持発給といわれるもの。充書の葛西周防守の実名は未詳。南北朝期の葛西氏は南朝方で、この文書を根拠に室町幕府方の葛西氏がいたとする説がたてられている。

しかし「為御恩被宛行之処也」の文言までが事書のようにであるが、事書としては異様である。また他の文書の例から、「陸奥国（中略）両郷事」までが事書、「為御恩被宛行之処也」は「右」と「任先例」の間にはいる、つまり「右、為御恩被宛行之処也、任先例」云々になるのではないかと考えられる。この文書は多賀谷隆経家人蜂屋清左衛門が所持していたが、この他に秋田藩文書所から家蔵と認定された豊臣秀吉の文書も疑問がある。展示史料は、偽文書と考えられる。

秋田県公文書館所蔵佐竹文庫。蜂屋氏に伝来しなかったのは、秋田藩文書所でいったん家蔵が妥当であると認定し、文書を写したものの、蜂屋が所持すべき由緒ではないと判断し、留め置いたためである。ただし文書所では、偽文書とは認識していない。

秋田藩家蔵文書一・四・一三（A二八〇―六九―一・四・一三）

秋田藩文書所が写したものの。原本と比較すると、字配りやぐずし方等を忠実に写しており、大窪文書の充書について、「駿河ノ二字削テ上ニ書」と改ざんのあとを注記しているが、折紙であることは記されておらず、文書に対する当時の関心の持ち方がうかがえる。

廃藩置県に際して、秋田藩から秋田県庁に引き継がれた史料の一つ。

東京大学史料編纂所には、秋田県庁にあった頃に写した、謄写本があるが、「秋田藩採集文書」と命名されている。個々の冊には、「某家蔵文書」という史料名がある。しかしこれらを一つの史料群とみなし、総称する史料名はなかった。史料編纂所がまとまりにはじめて「秋田藩採集文書」と命名した。選択も配列も編纂所が考えたものである。

その後、秋田県立図書館でも六十一冊を選び出して、「秋田藩家蔵文書」と命名した。選択も配列も図書館が考えたものである。

右に述べた挙証として、第一冊目の目録をあげる。この目録は、享保十一年（一七二六）か、それをさして下らない時期に作成された。元禄期にはじまった、いわゆる修史事業が一段落した時期とも重なる。しかし史料編纂所の「秋田藩採集文書」も、秋田県公文書館の「秋田藩家蔵文書」も、目録の配列と異なっている。

秋田藩で行われた文書改の成果とみた場合、編纂所も図書館も漏れている冊があり、冊の配列にも疑問が残る。千秋文庫所蔵「御文書」六冊を含めた、文書改の成果を総称して「佐竹家中家蔵文書」とすべきだとする説もある。

陪臣系図（A二八八・二一五九〇―二八・郷土資料（A記号））

陪臣とは、家来の家来。秋田藩の場合、藩主からみて家中に仕える者。

陪臣系図は、諸士系図同様に、元禄期に編纂が開始され、享保期に完成したものである。陪臣は、無条件で藩の系図に掲載されたわけではなく、次の二つの条件のいずれかが必要である。第一に佐竹氏当主から陪臣になることを命じられた者。いわゆる付人である。第二に伝来文書を所持し、それが文書改を受け、藩の記録に写されている者。後になると、陪臣は第二の条件を満たすべく、所持している文書の文書改をうけようとした。

大窪氏の場合、図版によれば、佐竹義治が大窪某に佐竹東家の祖である政義に仕えることを命じ、以後佐竹東家の臣となる、とあり、付人である。また大窪氏が提出した文書のこと系図に掲載されている。

廃藩置県に際して、秋田藩から秋田県庁に引き継がれた史料の一つ。

六 享保の領内調査

大館絵図（県C―一九〇・秋田県庁旧蔵古文書）

刈和野一円之図（県C―九一・秋田県庁旧蔵古文書）

横手絵図（県C―二一・秋田県庁旧蔵古文書）

桧山一円絵図（県C―一九・秋田県庁旧蔵古文書）

享保十三年（一七二八）に提出された絵図。大館は佐竹西家、横手は戸村氏、桧山は多賀谷氏が、所預と組下支配、刈和野は渋江氏が組下支配であった。

郡村日記（A三一―四三・郷土資料（A記号））

図版の享保十三年（一七二八）五月二十六日条に、院内と横手の給人町絵図の作成基準が記されている。残りの給人町のうち、大館は横手、その他の給人町は院内と同じであろう。

しかし給人町のうち十二所・大館は、この日に指示されおらず、十二所は後に指示した。大館は、どうなったかわからないが、絵図は提出されている。

すべての給人町に共通するのは、内町・外町の町名、内町の表間・裏間・屋敷主名、社地・寺院・山川・堰・橋を記すこと。横手にだけ「城廻り土居・堀共二記可申候」がある。

図版の同年六月二十日条に「刈和野絵図出来二付、渋江敬之助殿方林喜角被頼持参候」とあって、刈和野絵図が提出されたことがわかる。

廃藩置県に際して、秋田藩から秋田県庁に引き継がれた史料の一つ。

原題はない。「郡村日記」は、図書館が新たに命名したもの。秋田県公文書館所蔵旧書籍目録では「享保七年三月ヨリ郡村御吟味日記」と命名されていた。

秋田郡黒印高帳（県A―一七―一・秋田県庁旧蔵古文書）

河辺郡黒印高帳（県A―一七―七・秋田県庁旧蔵古文書）

仙北郡黒印高帳（県A―一七―八・秋田県庁旧蔵古文書）

享保十四年（一七二九）十二月、領内調査の成果としてまとめられたもの。

図版に見える「当高（とうだか）」とは、年貢高に六分の十をかけた数値。すべての蔵入地・知行地が年貢率六割の数字で把握される。実際の蔵入地・知行地の年貢率はばらばらで、同じ石高でも実収に差がある。「当高」を採用すれば、同じ「当高」なら実収も等しくなり、公平が期され、統一的な基準で軍役その他の賦課ができる。

佐竹義峰伺書（県B―四二二・秋田県庁旧蔵古文書）

郷村高辻帳及び、いわゆる元禄国絵図訂正を江戸幕府に願ひ出た文書。享保十年（一七二五）、秋田藩下野領の絹坂村の一部が、吉田用水開鑿にともない水路となるので、その分の代知として下坪村内の一部が宛て行われた。それを理由に郷村高辻帳村名等を書き改める必要があるとして願ひ出た。

伺書上部に、のり付けして貼った付箋がある。付箋を貼る場所で用途等が異なる。展示史料のような付箋、すなわち本紙上部に貼る付箋を「付札」とよび、諸家諸大名からの問い合わせ・伺いに対する幕府の回答に用いられた。また当時幕府の回答を「挨拶」とよんだ。

「御判物御国絵図御用留書」（A三一七―四三一・郷土資料（A記号））によれば、秋田藩では老中松平乗邑に伺書を提出したが、昵懇の老中安藤信友を通じて受け取った。

史料群解説

平成五年（一九九三）十一月、文書広報課の一機関として、秋田県公文書館が設立された（現在広報広聴課の一機関）。秋田県庁地下書庫には、公文書の他、廃藩置県にともない、秋田藩から秋田県庁に引き継がれた史料が保存されていた。秋田県では、地下書庫の近世史料及び公文書が公文書館設立のベースとなった。

公文書館・文書館が設立される以前、これらの機能をかわりに果たした公共機関は、図書館や博物館であった。秋田県では、公文書館が設立されると、秋田県立図書館や秋田県立博物館が守り伝えた史料が移管された。以下、展示史料の史料群について、解説する。

秋田県庁旧蔵古文書

廃藩置県時に秋田藩から秋田県庁に引き継がれ、秋田県公文書館に移管された史料群。

佐竹文庫

佐竹西家文書

佐竹文庫は、旧秋田藩主の末裔で、もと侯爵佐竹義栄氏旧蔵。佐竹西家文書は、大館城代の末裔で、佐竹義履氏旧蔵。二つの史料群は、秋田県立図書館（当時の名称は秋田県立秋田図書館だが、すべて現在の名称で表記）を経て、秋田県公文書館に移管された。

「文庫」という命名は、出所主義によらず、必要に応じて特殊文庫をもうけるという図書館の一般的な考え方によるもの。図書を念頭に置けば、自然な考え方である。

「佐竹文庫」の名称は、公文書館移管後もそのまま用いられたが、単なる踏襲ではない。

図書館では旧秋田藩主家・佐竹北家・佐竹西家に伝来した史料群を所蔵していたが、これらを一括して「佐竹文庫」と総称した。そして旧蔵者ごとに「宗家旧蔵文書」・「角館佐竹家旧蔵文書」・「大館佐竹家旧蔵文書」とした。つまり佐竹文庫は宗家・角館・大館の三つの史料群から構成されるものである。そして各史料群ごとに、「AS」・「AO」・「AK」、それ以下に図書館が創案した郷土資料分類基準に従った請求記号を付した。「S」は宗家、「K」は「角館」、「O」は大館である。図書館が史料に捺した印をみると、「AS」記号のものは「宗家」、「AK」記号のものは「角館」、「AO」記号のものは「大館」である。

公文書館では三つの史料群の伝来が異なるという理由で、「佐竹文庫」を解体した。そして佐竹義栄氏旧蔵文書を佐竹文庫、佐竹北家旧蔵文書を佐竹北家文書、佐竹西家旧蔵文書を佐竹西家文書に改めた。

東山文庫

郷土史家東山多三郎氏の収集史料。没後、秋田県立図書館を経て、秋田県公文書館に移管された。「H」は、「東山」。以下は秋田県立図書館独自の郷土分類基準によるもの。

落穂文庫

昭和四十八年（一九七三）に秋田県立図書館が整理してまとめた史料群。秋田県公文書館に移管された。落穂文庫の旧蔵者は、複数いるようだが、すべて不明。

郷土資料（混架）

混架とは現在秋田県立図書館が採用している日本十進分類法以前の図書分類法に基づいて配架された図書等。出所主義をとらないですべてを同じ基準で分類・配架する図書館の考え方によっている。この記号のものが一部が秋田県公文書館に移管さ

れた。

郷土資料（A記号）

秋田県立秋田図書館では図書等の一部を郷土資料とし、独自の郷土資料分類で分類・配架している。郷土資料という独自の区分に特色があるが、出所主義によらずに分類・配架する点に図書館の一般的な考え方が反映されている。郷土資料（A記号）は、図書館が購入した図書もあれば、廃藩置県に際して秋田藩から秋田県庁に引き継がれた史料もあれば、図書館が収集した史料もあり、多様である。郷土資料（A記号）は、その一部が秋田県公文書館に移管された。

企画展「藩政期の秋田」展示史料一覧

1. 佐竹氏の入封

県C-178	国替当座城下絵図	
AS317-7-1	徳川家康判物写	
AS317-14-2-1	嶋田利正書状	前期のみ
AS317-14-2-2~4	秋田仙北知行高目録	前期のみ
県A-103-1	窪田配分帳	後期のみ
AS317-72-1・2	口宣案写	後期のみ
AS317-21-1	徳川家綱判物写	後期のみ

2. 梅津憲忠・政景兄弟

吉田77	梅津憲忠肖像	複製
混架乙-170	大坂冬陣図	複製
AH289-213	天英公書簡集	
根田42-3	徳川秀忠御内書写	前期のみ
A312-130-3-1	梅津政景日記三上	前期のみ
AS393-5-1	屋代秀正書状写	後期のみ
A312-130-21	梅津政景日記二十一	後期のみ

3. 内町と外町

県C-164	外町屋敷間数絵図	
A291.5-36	久保田城下外町絵図	
落1323	久保田茶町菊之丁人別帳	
県C-168	久保田城下絵図	
AS317-127-1・2	江戸幕府老中連署奉書	
A288.2-590-4・5	諸士系図	
県C-599	久保田城下絵図	
AS317-15-2	佐竹義隆自筆書状	前期のみ
AS289-8-3	佐竹義処自筆書状	前期のみ
AS342-10	佐竹義敦自筆書付	前期のみ
AS342-18	佐竹義和自筆被仰渡	後期のみ
AS280-16-37	佐竹義厚日記	後期のみ

4. 佐竹系図の編纂と分流証文

AS288.2-39	佐竹并諸家系図	前期のみ
AH288-3	佐竹代々故実北本抜書	前期のみ
AS288.2-16	佐竹系図引証本草稿	前期のみ
AS288.2-50	佐竹系図引証本	前期のみ
AS288.2-33	源姓佐竹氏総系図草稿	前期のみ
A288.2-666	佐竹氏族系図引証本	前期のみ
AS288.2-19-2	佐竹義格分流証文	前期のみ
AS288.2-19-1	佐竹小場氏系図	前期のみ

5. 秋田藩の文書改

A0288-4	秋田藩被仰渡	後期のみ
A288.2-741	赤坂光康書上	後期のみ
A0317-3	秋田藩文書所被仰渡	後期のみ
A0288-17	秋田藩文書所青印書	後期のみ
才5	佐竹義宣官途状	後期のみ
A280-69-1・4・13	秋田藩家蔵文書一・四・十三	後期のみ
A288.2-590-28	陪臣系図	後期のみ
AS288.3-186-1	斯波詮持(?)書下	後期のみ

6. 享保の領内調査

県C-190	大館絵図	前期のみ
県C-91	刈和野一円之図	前期のみ
県C-21	横手絵図	後期のみ
県C-119	桧山一円絵図	後期のみ
A312-43	郡村日記	
県A17-1	秋田郡黒印高帳	
県A17-7	河辺郡黒印高帳	
県A17-8	仙北郡黒印高帳	
県B-422	佐竹義峰伺書	

秋田県公文書館

〒010-0952 秋田県秋田市山王新町14-31

TEL: 018 (866) 8301

FAX: 018 (866) 8303

HP: <http://www.pref.akita.lg.jp/kobunsyo/>

Mail: koubun@apl.pref.akita.jp